

いじめ防止対策基本方針

一関市立滝沢小学校

I いじめに問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法より】

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等刑法に抵触する。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり取り組む課題である。

III いじめの態様

- ①冷やかし、からかい、悪口、脅し、いやなことを言われる・・・脅迫、侮辱
- ②仲間外し、集団による無視
- ③軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる・・・暴行
- ④ひどくぶつかる、叩かれる、蹴られる・・・暴行・障害
- ⑤金品をたかる・・・恐喝
- ⑥物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる・・・窃盗・器物破損
- ⑦いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる・・・強要・強制わいせつ

Ⅲ 未然防止のための取り組み

いじめ問題においては「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得る」

という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで年間を見通した予防、開発的な取り組みを計画実践する必要がある。

1 人権教育の充実

・いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子どもに理解させる。

・子ども達が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

2 道徳教育の充実

・道徳の授業により、道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

・児童の実態に合わせて物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を意識し心の教育を充実させる。

・児童の心を揺さぶる教材や資料を吟味し人としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」に触れることにより自分自身の生活や行動に省みさせる。

3 学級経営の充実

・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において他者とかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行うことが大切である。それが個々の児童の自己肯定感を醸成する。

Ⅳ 早期発見のための取り組み

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。日頃から児童との信頼関係構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知しいじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

1 アンケートの実施

(1) なかよしアンケート

実施時期 5月、10月、2月

配慮事項等・・・いじめられている子はその場で記入することが難しい状況も考えられるので
記入時間・家庭での記入等状況に応じて配慮する。

(2) ハイパーQ-U調査

実施時期 6月、11月

配慮事項等・・・全校児童を対象に実施期日を決めて行い、教育相談や学級経営の資料とする。

2 教育相談の実施

(1) 個別面談期間 1回目5月末～6月はじめ、2回目11月、3回目2月

3 相談しやすい環境づくりを進める

<本人からの訴えには>

- ・心身の安全を保証するため、場合によっては保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し本人の心のケアに努める
- ・本人を信じるという姿勢で傾聴する。

<周囲からの訴え>

- ・いじめを訴えたことによりその子への新たないじめが発生するのを防ぐために他の子から目の届かない場所と時間を確保し訴えを聞く
- ・勇気ある行動をほめるとともに情報の発信源は明かさないと伝え安心感を与える。

<保護者からの訴え>

- ・保護者が気付いたときに即座に連絡できるよう保護者との信頼関係づくりを進める。
- ・訴えに対し憶測で回答することなく、事実確認を行った上で改めて連絡することを約束し、理解を得る。

<その他>

- ・日記等の情報からいじめの疑いを探る。

4 教職員の研修の充実

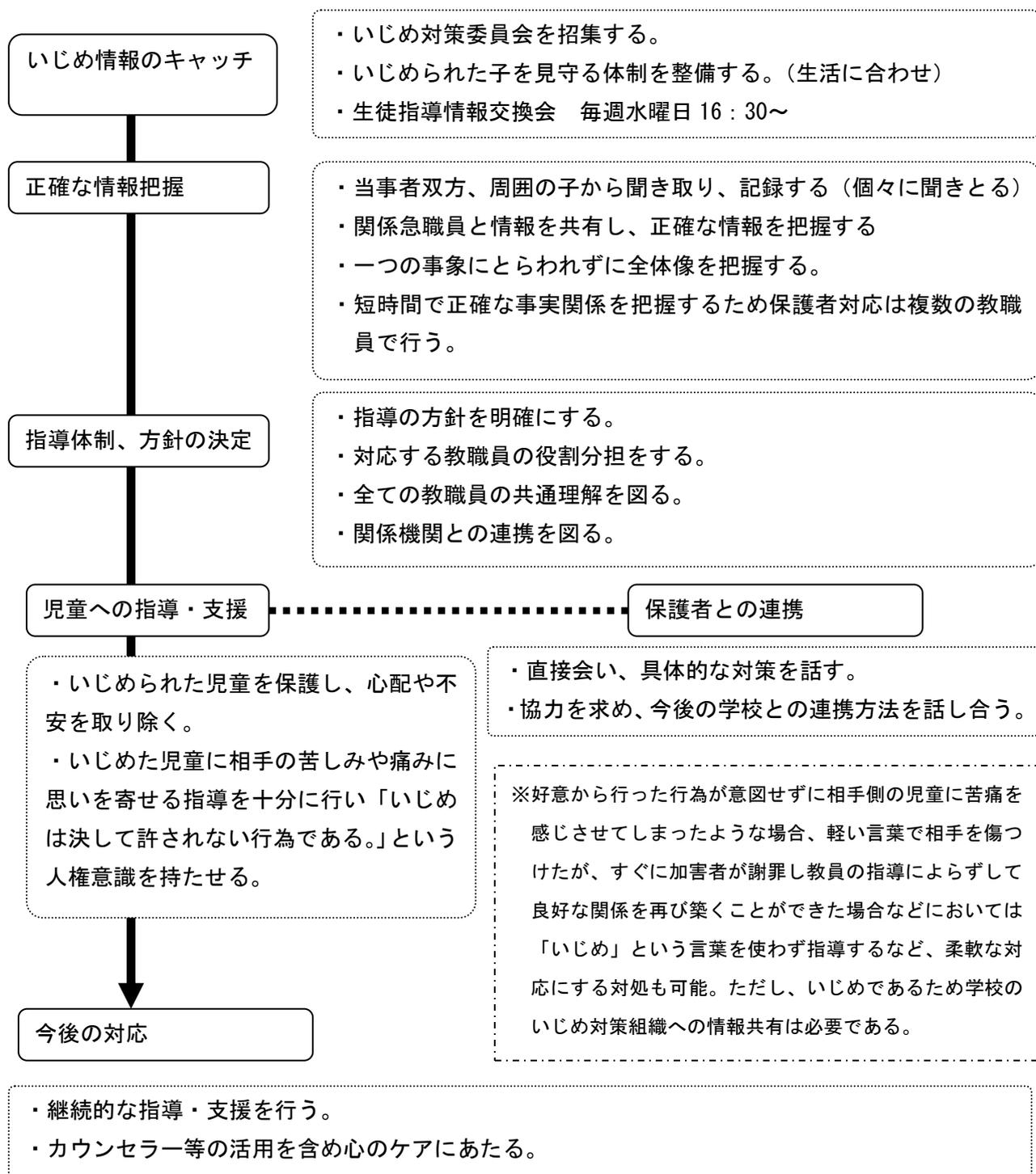
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、県や市のいじめ防止基本方針の概要や各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど教職員の研修を行う。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、再発防止に向けて日常的に取り組む計画を立て継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

・いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに適切な指導を行う。あわせて、生徒指導主事、管理職に報告し、チームで対応していく。



(2) 把握すべき情報

- ・誰が誰をいじめているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者】
- ・いつ、どこで起こったか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・【時間と場所】
- ・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたか。・・・・・・【内容】
- ・いじめのきっかけは何か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・【背景・要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか。・・・・・・・・・・【期間】

(3) いじめが起きた場合の対応

<いじめを受けた子に対して>

【児童に対して】

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝える

【保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携しながら、解決に向けて取り組むことを伝える。

<いじめた子に対して>

【児童に対して】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

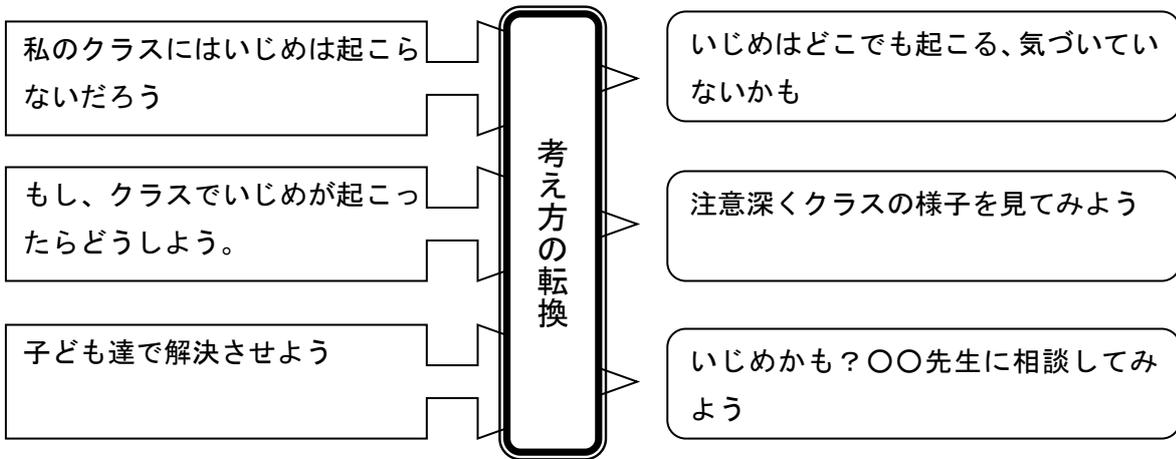
<周囲の子どもたちに対して>

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるようにする。
- ・ いじめに関する報道や事例等をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

<継続した指導>

- ・ 教育相談等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた子のよさを見つけ、ほめたり、認めるなど肯定的に係り自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた子、いじめた子、双方の心のケアに当たる。
- ・ 再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し実施計画を立ていじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

<迅速に対応するために>



VI 組織対応

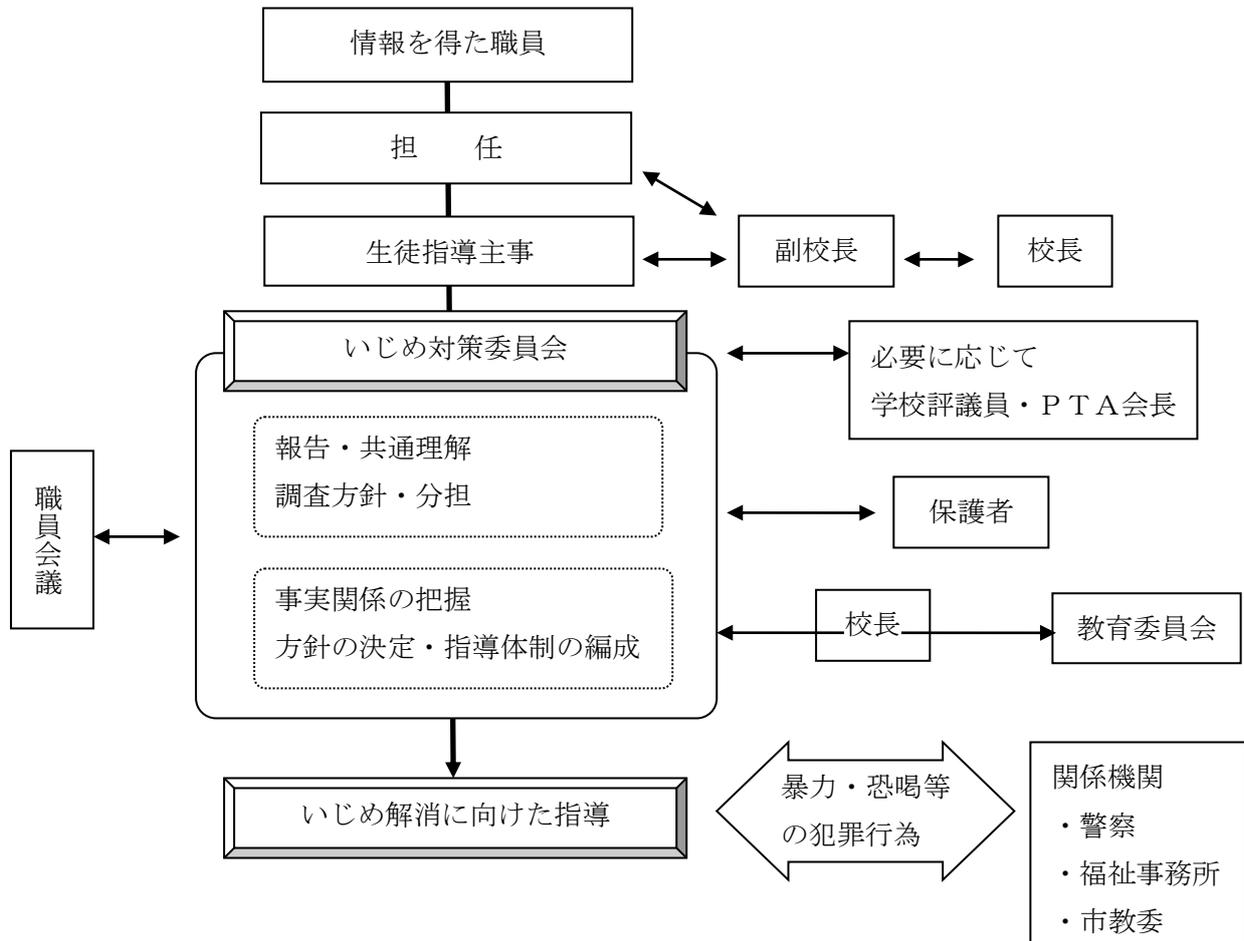
いじめ問題への取り組みに当たっては校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的な」「開発的な」取り組みをあらゆる教育活動において展開することが求められる。本校では既存の生徒指導委員会にいじめ対策委員会の機能を持たせそのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか週一度の情報交換会での情報共有や確認等、定期的に評価を行い児童や保護者の実態に応じた取り組みを展開する。

いじめ対策委員会

構成員・・・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当担任

(必要に応じて学校評議員・PTA会長。構成メンバーは状況に応じ柔軟に対応する。)

組織対応の流れ



※いじめの解消に取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることからいじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめられた側といじめた側の意識のずれが生じている場合には把握した情報をもとに十分に検討協議し慎重に対応する。

生命・身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

※速やかに校長が教育委員会、校長が指示した職員が警察等、関係機関へ連絡する。

※事案によっては学年・学校全ての保護者に説明する必要の有無を判断し、当事者の同意を得たうえで緊急保護者会の開催を実施する。

※マスク対応は窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

他機関との連携

いじめの要因は様々であることから教育相談室、適応指導教室、児童クラブ、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う

連絡についての基本的なおさえ

教育委員会

- ・ いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

警 察

- ・ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に対しては、早期に警察に相談し連携して対応することが必要である。また命・身体の安全が脅かされる場合には直ちに通報する必要がある。